

IV 地方譲与税・府税交付金

1 令和3年度決算額等

(単位：額 千円、伸び率 %)

区 分	令和2年度	令和3年度			対2年度決算	
	決 算 額	当初予算額	最終予算額	決算額	増減額	伸び率
地方譲与税・府税交付金合計	45,953,162	45,925,000	50,575,000	52,512,515	6,559,353	14.3
地方譲与税計	3,366,828	3,349,000	3,349,000	3,449,972	83,144	2.5
地方揮発油譲与税	1,325,806	1,347,000	1,347,000	1,369,020	43,214	3.3
自動車重量譲与税	1,779,688	1,745,000	1,745,000	1,803,397	23,709	1.3
地方道路譲与税	0	1,000	1,000	0	0	-
石油ガス譲与税	56,770	51,000	51,000	56,616	△154	△0.3
森林環境譲与税	204,564	205,000	205,000	220,939	16,375	8.0
府税交付金計	42,586,334	42,576,000	47,226,000	49,062,543	6,476,209	15.2
利子割交付金	201,597	195,000	195,000	198,712	△2,885	△1.4
配当割交付金	1,386,850	1,459,000	1,459,000	1,933,756	546,906	39.4
株式等譲渡所得割交付金	1,549,316	872,000	1,612,000	2,251,924	702,608	45.3
ゴルフ場利用税交付金	31,056	29,000	29,000	33,629	2,573	8.3
自動車取得税交付金	4,200	1,000	1,000	234	△3,966	△94.4
軽油引取税交付金	4,113,070	4,150,000	4,270,000	4,363,765	250,695	6.1
法人事業税交付金	2,509,231	3,304,000	4,894,000	4,796,045	2,286,814	91.1
地方消費税交付金	31,876,568	31,761,000	33,961,000	34,684,560	2,807,992	8.8
分離課税所得割交付金	321,483	255,000	255,000	304,417	△17,066	△5.3
環境性能割交付金	592,963	550,000	550,000	495,501	△97,462	△16.4

2 収入額の推移

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
譲与額	1,540,842,000	1,527,152,000	1,531,660,000	1,357,832,000	1,325,806,000	1,369,020,000
期別内訳						
6月	446,315,000	441,482,000	428,849,000	378,550,000	458,635,000	425,685,000
11月	651,902,000	636,840,000	621,386,000	570,678,000	403,853,000	430,780,000
3月	442,625,000	448,830,000	481,425,000	408,604,000	463,318,000	512,555,000
前年比	94.9	99.1	100.3	88.7	97.6	103.3

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
譲与額	1,714,935,000	1,715,121,000	1,735,866,000	1,796,989,000	1,779,688,000	1,803,397,000
期別内訳						
6月	468,900,000	500,652,000	451,958,000	498,787,000	467,107,000	518,961,000
11月	698,095,000	707,760,000	707,988,000	750,125,000	729,859,000	737,069,000
3月	547,940,000	506,709,000	575,920,000	548,077,000	582,722,000	547,367,000
前年比	100.6	100.0	101.2	103.5	99.0	101.3

(3) 地方道路譲与税

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
譲与額	10	4	3	540	11	13
期別内訳						
6月	5	2	1	1	3	8
11月	3	1	1	534	2	3
3月	2	1	1	5	6	2
前年比	12.5	40.0	75.0	18,000.0	2.0	118.2

(4) 石油ガス譲与税

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
譲与額	101,401,000	98,660,000	92,218,000	82,126,000	56,770,000	56,616,000	
期別内訳	6月	25,771,000	24,700,000	23,250,000	21,284,000	18,683,000	14,522,000
	11月	42,342,000	41,266,000	38,860,000	35,275,000	19,443,000	22,024,000
	3月	33,288,000	32,694,000	30,108,000	25,567,000	18,644,000	20,070,000
前年比	92.7	97.3	93.5	89.1	69.1	99.7	

(5) 森林環境譲与税

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付額	—	—	—	96,265,000	204,564,000	220,939,000
内期別	9月	—	—	48,130,000	102,282,000	102,404,000
	3月	—	—	48,135,000	102,282,000	118,535,000
前年比	—	—	—	皆増	213	108.0

(6) 利子割交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交付額	345,640,000	421,637,000	396,857,000	192,128,000	201,597,000	198,712,000	
期別内訳	8月	107,076,000	155,157,000	153,931,000	78,922,000	76,639,000	95,613,000
	12月	133,630,000	161,865,000	159,405,000	65,860,000	67,668,000	68,347,000
	3月	104,934,000	104,615,000	83,521,000	47,346,000	57,290,000	34,752,000
前年比	62.5	122.0	94.1	48.4	104.9	98.6	

(7) 配当割交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交付額	1,124,132,000	1,572,177,000	1,325,882,000	1,555,705,000	1,386,850,000	1,933,756,000	
期別内訳	8月	323,416,000	366,850,000	382,691,000	415,504,000	400,331,000	381,811,000
	12月	56,151,000	68,257,000	63,200,000	72,000,000	75,004,000	79,410,000
	3月	744,565,000	1,137,070,000	879,991,000	1,068,201,000	911,515,000	1,472,535,000
前年比	68.1	139.9	84.3	117.3	89.1	139.4	

(8) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付額	663,334,000	1,561,234,000	1,012,299,000	851,842,000	1,549,316,000	2,251,924,000
期別内訳	8月	—	—	—	—	—
	12月	—	—	—	—	—
	3月	663,334,000	1,561,234,000	1,012,299,000	851,842,000	1,549,316,000
前年比	41.4	235.4	64.8	84.1	181.9	145.3

※交付は3月のみ

(9) ゴルフ場利用税交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交付額	31,408,650	29,001,700	28,550,130	30,837,520	31,055,570	33,629,610	
期別内訳	8月	13,043,170	12,461,960	11,975,880	12,693,450	11,779,110	13,934,900
	12月	11,052,510	9,577,890	8,979,670	10,113,950	10,963,610	11,840,780
	3月	7,312,970	6,961,850	7,594,580	8,030,120	8,312,850	7,853,930
前年比	97.4	92.3	98.4	108.0	100.7	108.3	

(10) 自動車取得税交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交 付 額	1,033,981,363	1,313,085,372	1,476,167,299	814,409,777	4,200,292	233,694	
期 別 内 訳	8 月	249,437,842	381,777,959	442,209,823	439,353,274	3,853,867	10
	12 月	328,122,248	431,502,572	461,800,329	374,808,512	15,477	84,647
	3 月	456,421,273	499,804,841	572,157,147	247,991	330,948	149,037
前 年 比	108.5	127.0	112.4	55.2	0.5	5.6	

(11) 軽油引取税交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交 付 額	4,172,703,283	4,217,040,422	4,190,660,319	4,203,889,341	4,113,069,964	4,363,764,684	
期 別 内 訳	8 月	1,708,393,070	1,741,986,798	1,698,827,278	1,716,205,310	1,700,047,391	1,717,344,063
	12 月	1,393,803,808	1,391,907,266	1,421,349,198	1,422,898,274	1,346,684,902	1,478,350,486
	3 月	1,070,506,405	1,083,146,358	1,070,483,843	1,064,785,757	1,066,337,671	1,168,070,135
前 年 比	100.1	101.1	99.4	100.3	97.8	106.1	

(12) 法人事業税交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交 付 額	—	—	—	—	2,509,231,000	4,796,045,000
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	1,620,465,000	2,426,379,000
	12 月	—	—	—	334,693,000	887,396,000
	3 月	—	—	—	554,073,000	1,482,270,000
前 年 比	—	—	—	—	皆増	191.1

(13) 地方消費税交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
交 付 額	27,628,973,000	26,942,288,000	27,435,724,000	26,320,231,000	31,876,568,000	34,684,560,000	
期 別 内 訳	6 月	6,815,703,000	6,463,145,000	6,723,716,000	6,847,778,000	7,284,096,000	6,865,613,000
	9 月	8,773,250,000	8,823,007,000	8,684,468,000	8,524,788,000	10,758,149,000	11,522,470,000
	12 月	5,138,986,000	4,778,810,000	4,864,156,000	3,646,413,000	5,744,309,000	7,311,320,000
	3 月	6,901,034,000	6,877,326,000	7,163,384,000	7,301,252,000	8,090,014,000	8,985,157,000
前 年 比	90.1	97.5	101.8	95.9	121.1	108.8	

(14) 分離課税所得割交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交 付 額	—	—	160,533,000	361,717,000	321,483,000	304,417,000
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	—	—
	12 月	—	—	—	—	—
	3 月	—	—	160,533,000	361,717,000	321,483,000
前 年 比	—	—	皆増	225	88.9	94.7

※交付は3月のみ

(15) 府民税所得割臨時交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交 付 額	—	26,540,649,000	3,513,991,000	0	—	—
期 別 内 訳	8 月	—	8,846,883,000	3,513,991,000	—	—
	12 月	—	8,846,883,000	—	—	—
	3 月	—	8,846,883,000	—	—	—
前 年 比	—	皆増	13	—	—	—

(16) 環境性能割交付金

(単位：円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交 付 額	—	—	—	240,096,406	592,963,053	495,501,054
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	146,281,048	131,808,224
	12 月	—	—	—	45,829,494	177,179,476
	3 月	—	—	—	194,266,912	269,502,529
前 年 比	—	—	—	皆増	247.0	83.6

3 地方譲与税の概要（令和3年度）

【地方揮発油譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村																								
使 途	特に制限なし																								
本 税 の 概 要 等	地方揮発油税は、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>地方揮発油税 (地方道路税)</th> <th>揮 発 油 税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S54. 6. 1 ~ H5. 11. 30</td> <td>1kl 当たり</td> <td>8,200 円</td> <td>45,600 円</td> </tr> <tr> <td>H5. 12. 1 ~ H20. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>5,200 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 4. 1 ~ H20. 4. 30</td> <td>同 上</td> <td>4,400 円</td> <td>24,300 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 5. 1 ~ H22. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>5,200 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> <tr> <td>H22. 4. 1 ~</td> <td>同 上</td> <td>5,200 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	地方揮発油税 (地方道路税)	揮 発 油 税	S54. 6. 1 ~ H5. 11. 30	1kl 当たり	8,200 円	45,600 円	H5. 12. 1 ~ H20. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円	H20. 4. 1 ~ H20. 4. 30	同 上	4,400 円	24,300 円	H20. 5. 1 ~ H22. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円	H22. 4. 1 ~	同 上	5,200 円	48,600 円
区 分	単 位	地方揮発油税 (地方道路税)	揮 発 油 税																						
S54. 6. 1 ~ H5. 11. 30	1kl 当たり	8,200 円	45,600 円																						
H5. 12. 1 ~ H20. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円																						
H20. 4. 1 ~ H20. 4. 30	同 上	4,400 円	24,300 円																						
H20. 5. 1 ~ H22. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円																						
H22. 4. 1 ~	同 上	5,200 円	48,600 円																						
※平成21年度から、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税が地方揮発油税に改められた。																									
譲 与 の 基 礎																									
<p>① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定都市等譲与総額）を指定都市及び都道府県に、42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定都市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 指定都市等譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$</p> <p>イ 指定都市等譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$</p> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>（注）道路の延長及び面積は補正される。</p>																									
譲 与 等 の 時 期	6月（当該年度の初日の属する年の3月～5月収入分）、11月（6月～10月収入分）、3月（11月～2月収入分）																								

【自動車重量譲与税】

譲与を受ける団体	市町村															
使 途	特に制限なし															
本 税 の 概 要 等	自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車について、検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者に対してその重量等に応じて課税する。 （例）検査証の有効期限が1年以下の自家用乗用自動車															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S49. 5. 1～S51. 4. 30</td> <td>車両重量0.5トンごと</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>S51. 5. 1～H22. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>6,300 円</td> </tr> <tr> <td>H22. 4. 1～H24. 4. 30</td> <td>同 上</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>H24. 5. 1～</td> <td>同 上</td> <td>4,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	税 率	S49. 5. 1～S51. 4. 30	車両重量0.5トンごと	5,000 円	S51. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	6,300 円	H22. 4. 1～H24. 4. 30	同 上	5,000 円	H24. 5. 1～	同 上	4,100 円
区 分	単 位	税 率														
S49. 5. 1～S51. 4. 30	車両重量0.5トンごと	5,000 円														
S51. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	6,300 円														
H22. 4. 1～H24. 4. 30	同 上	5,000 円														
H24. 5. 1～	同 上	4,100 円														
（注）一定の排出ガス性能、燃費性能を備えた自動車については、税率が軽減される。																

譲与の基礎	
① 自動車重量税の収入額の1/3（平成22年度からは、当分の間の措置として407/1000となっている。）を自動車重量譲与税の譲与総額とする。	
② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）	
ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$	
イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	
（注）道路の延長及び面積は補正される。	
譲与等の時期	6月（当該年度の初日の属する年の2月～4月収入分）、11月（5月～9月収入分）、3月（10月～1月収入分）

【石油ガス譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・指定都市
使 途	特に制限なし
本税の概要等	石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて、充てん者に対して課税する。 ○税率1kg当たり17.5円
譲与の基礎	
① 石油ガス税の収入額の1/2を石油ガス譲与税の譲与総額とする。	
② 指定都市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）	
ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$	
イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$	
（注）道路の延長及び面積は補正される。	
譲与等の時期	6月（当該年度の初日の属する年の3月～5月収入分）、11月（6月～10月収入分）、3月（11月～2月収入分）

【森林環境譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村												
使 途	森林整備及びその促進に関する費用（市町村）												
本税の概要等	森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税する。 ○税率1,000円（年額）※令和6年度から課税 ○令和6年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債券金利変動準備金を活用。												
譲与の基礎													
① 森林環境税の収入を、以下の割合で都道府県及び市町村に譲与する。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度及び令和3年度</td> <td>20分の17</td> <td>20分の3</td> </tr> <tr> <td>令和4年度及び令和5年度</td> <td>25分の22</td> <td>25分の3</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降</td> <td>10分の9</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	市町村	都道府県	令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3	令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3	令和6年度以降	10分の9	10分の1
年度	市町村	都道府県											
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3											
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3											
令和6年度以降	10分の9	10分の1											
② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）													
ア 市町村譲与総額 $\times \frac{5}{10} \times \frac{\text{当該市町村の私有林人工林面積の合計}}{\text{全国の私有林人工林面積の合計}}$													
イ 市町村譲与総額 $\times \frac{2}{10} \times \frac{\text{当該市町村の林業就業者数の合計}}{\text{全国の林業就業者数の合計}}$													
ウ 市町村譲与総額 $\times \frac{3}{10} \times \frac{\text{当該市町村人口}}{\text{全国人口}}$													
（注）私有林人工林面積については、補正される。													
譲与等の時期	9月（当該年度の初日の属する年の3月～8月収入分）、3月（9月～2月収入分）												

4 府税交付金の概要（令和3年度）

【利子割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	<p>利子所得等に対しては、15%の国税（所得税）と、5%の地方税（道府県民税利子割）が、源泉徴収され、納税が完結する源泉分離課税であるが、そのうちの道府県民税利子割を原資とする。</p> <p>(注1) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税の0.315%が源泉徴収される。</p> <p>(注2) 平成28年1月1日以後に利子等の支払いを受ける「法人」に係る利子割は廃止された。</p>
交 付 の 基 礎	<p>都道府県民税利子割の収入額（法人の利子所得相当分控除後）の99%の3/5（1%は徴収取扱費）に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。</p> $\text{市町村交付総額} \times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の3年平均} \right\}$
交 付 等 の 時 期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）

【配当割交付金】

交付を受ける団体	市町村									
使 途	特に制限なし									
本 税 の 概 要 等	<p>平成16年1月1日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配当について、その支払の際に課税される。</p> <p>○税率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国税（所得税）</th> <th>地方税（道府県民税配当割）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31</td> <td>7%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H26. 1. 1 ～</td> <td>15%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成25年0.147% 平成26年以降0.315%）が徴収される。</p>	区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税配当割）	H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%	H26. 1. 1 ～	15%	5%
区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税配当割）								
H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%								
H26. 1. 1 ～	15%	5%								
交 付 の 基 礎	<p>道府県民税配当額の収入額の99%（1%は徴収取扱費）の3/5に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。</p> $\text{市町村交付総額} \times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の3年平均} \right\}$									
交 付 等 の 時 期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）									

【株式等譲渡所得割交付金】

交付を受ける団体	市町村									
使 途	特に制限なし									
本 税 の 概 要 等	<p>平成16年1月1日以後に生じる源泉徴収口座（所得税の源泉徴収を選択した特定口座）内で上場株式等の譲渡益等に課税される。</p> <p>○税率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国税（所得税）</th> <th>地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31</td> <td>7%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H26. 1. 1 ～</td> <td>15%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成25年0.147% 平成26年以降0.315%）が徴収される。</p>	区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）	H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%	H26. 1. 1 ～	15%	5%
区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）								
H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%								
H26. 1. 1 ～	15%	5%								

交付の基礎	道府県民税株式等譲渡所得割の収入額の99%（1%は徴収取扱費）の3/5に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。
市町村交付総額	$\times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の3年平均} \right\}$
交付等の時期	3月（前年度3月～2月収入分）

【ゴルフ場利用税交付金】

交付を受ける団体	ゴルフ場所在市町村
使途	特に制限なし
本税の概要等	ゴルフ場の利用について利用者に対して課税する。
ア 標準税率	1人1日につき800円
イ 京都府	1人1日につき600～1,200円
交付の基礎	当該市町村内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の7/10に相当する額を交付する。 (注) 2以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の面積の割合によって按分した額の7/10に相当する額。
交付等の時期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）

【自動車取得税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使途	特に制限なし
本税の概要等	自動車取得税は、自動車の取得について、取得者に課税する。 ① 税率 ア 自家用自動車（軽自動車を除く。） 取得価格の5%（26.4.1～は3%） イ ア以外の自動車 取得価格の3%（26.4.1～は2%） ② 免税点 50万円以下 (注) 一定の燃料・排ガス基準を満たす低燃費自動車や電機自動車・ハイブリッド自動車など一定の低公害自動車については、取得価額の一部が控除されたり、税率が軽減される。 (注) 自動車取得税は令和元年9月30日をもって廃止され、新たに自動車税環境性能割が創設される。
交付の基礎	① 自動車取得税の収入額の66.5/100（市町村交付総額、95/100×7/10）を当該道府県内の各市町村に交付する。（ア及びイの合計額） ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$ ② 指定都市を包括する道府県は、①のほか、自動車取得税の収入額28.5/100（指定都市等交付総額、95/100×3/10）のうち、次のア及びイの合計額を指定都市に交付する。 ア 指定都市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定都市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$
交付等の時期	8月(前年度3月収入分+同月収入見込分)+4月～7月収入分、12月(8月～11月収入分)、3月((12月～2月収入分)+3月収入見込分)

【軽油引取税交付金】

交付を受ける団体	指定都市																		
使 途	特に制限なし																		
本 税 の 概 要 等	軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引き取りについて、引き取りを行う者に対して課税する。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S54. 6. 1 ~ H5. 11. 30</td> <td>1kl 当たり</td> <td>24,300 円</td> </tr> <tr> <td>H5. 12. 1 ~ H20. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>32,100 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 4. 1 ~ H20. 4. 30</td> <td>同 上</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 5. 1 ~ H22. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>32,100 円</td> </tr> <tr> <td>H22. 4. 1 ~</td> <td>同 上</td> <td>32,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	税 率	S54. 6. 1 ~ H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円	H5. 12. 1 ~ H20. 3. 31	同 上	32,100 円	H20. 4. 1 ~ H20. 4. 30	同 上	15,000 円	H20. 5. 1 ~ H22. 3. 31	同 上	32,100 円	H22. 4. 1 ~	同 上	32,100 円
区 分	単 位	税 率																	
S54. 6. 1 ~ H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円																	
H5. 12. 1 ~ H20. 3. 31	同 上	32,100 円																	
H20. 4. 1 ~ H20. 4. 30	同 上	15,000 円																	
H20. 5. 1 ~ H22. 3. 31	同 上	32,100 円																	
H22. 4. 1 ~	同 上	32,100 円																	
交 付 の 基 礎	<p>○ 指定都市を包括する道府県は、次の算式によって得た額を当該指定都市に交付する。</p> $\text{軽油引取税の収入額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{当該指定都市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$ <p>(注) 道路の面積は補正される。</p>																		
交 付 等 の 時 期	8 月 (前年度 3 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～11 月収入分)、3 月 (12 月～2 月収入分)																		

【地方消費税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし(引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充当)
本 税 の 概 要 等	地方消費税は、平成 6 年 12 月の税制改革において、消費税率の引上げ (3%→4%) とともに創設が決まり、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。平成 26 年 4 月 1 日に税率が引き上げられ (1%→1.7%) 引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。 都道府県税であるが、当分の間、国において消費税と併せて賦課徴収される。 (税率) 消費税 (国税) の 25/100 (実質 1%) (※) 平成 26 年 4 月 1 日 ~ 消費税 (国税) の 17/63 (実質 1.7%) 令和 元年 10 月 1 日 ~ 消費税 (国税) の 22/78 (実質 2.2%) (地方消費税収入額) = (譲渡割の納付額 - 譲渡割の還付額) + 貨物割の納付額 - 国に支払う徴収取扱費
交 付 の 基 礎	<p>① 都道府県間の精算基準 (ア及びイの合計額)</p> <p>ア 地方消費税額 $\times \frac{\text{当該都道府県小売年間販売額} + \text{当該都道府県サービス業対個人事業収入額}}{\text{全国小売年間販売額} + \text{全国サービス業対個人事業収入額}} \times 50\%$</p> <p>イ 地方消費税額 $\times \frac{\text{当該都道府県人口}}{\text{全国人口}} \times 50\%$</p> <p>② 都道府県は、①により精算を行った後の金額の 2 分の 1 に相当する額を、都道府県内の各市町村に対して人口及び従業者数に応じて交付する。(ア及びイの合計額) なお、平成 26 年 4 月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分する。</p> <p>ア 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村人口}}{\text{当該都道府県人口}}$</p> <p>イ 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村従業者数}}{\text{当該都道府県従業者数}}$</p> <p>(注) 1 小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額、人口及び従業者数は、それぞれ商業統計、経済センサス活動調査、国勢調査及び経済センサス基礎調査の数値による。 2 初年度である平成 9 年度の交付は 12 月及び 3 月の 2 回</p>
交 付 等 の 時 期	6 月 (前年度 2 月～4 月収入分)、9 月 (5 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～10 月収入分)、(各月の 10 日まで) 3 月 (11 月～1 月収入分)

【分離課税所得割交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移譲のうち、指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税に係る府民税所得割額については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率を変更せずに、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る税源移譲相当額（税率2%相当額）を指定都市に交付する。
交 付 の 基 礎	前年度3月（平成29年度は4月）から当該年度2月までに府に払い込まれた指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税分の所得割に係る地方団体の徴収金の額の2分の1に相当する額
交 付 等 の 時 期	3月（前年度3月※～2月收入分）※平成29年度は4月

【環境性能割交付金】

交付を受ける団体	市町村	
使 途	特に制限なし	
本 税 の 概 要 等	自動車税環境性能割は、自動車の取得価格に対し、環境性能に応じて課税される。	
① 税率（取得価格に対して）		
	R1. 10. 1～R3. 12. 31	R4. 1. 1～
2020年度燃費基準+10%以上達成車	非課税	非課税
2020年度燃費基準達成車	非課税	1%
上記以外の自動車	1%	2%
② 免税点 50万円以下		
交 付 の 基 礎	① 自動車税環境性能割の収入額の44.65/100（市町村交付総額、95/100×47/100）を当該道府県内の各市町村に交付する。（ア及びイの合計額） ※令和4年度以降は、40.85/100（95/100×43/100）	
	ア 市町村交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該市町村内の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$	
	イ 市町村交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該市町村内の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$	
	③ 指定都市を包括する道府県は、①のほか、自動車税環境性能割の収入額33.25/100（指定都市等交付総額、95/100×35/100）のうち、次のア及びイの合計額を指定都市に交付する。	
	ア 指定都市等交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該指定都市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}$	
	イ 指定都市等交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該市町村内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$	
交 付 等 の 時 期	8月(前年度3月收入分+同月收入見込分)+4月～7月收入分、12月(8月～11月收入分)、3月((12月～2月收入分)+3月收入見込分)	

【府民税所得割臨時交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者に係る個人市民税所得割の標準税率（退職所得の分離課税を除く）を変更するが、府は、税率が変更されるまでの間の経過措置として、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る府民税所得割額の1/2に相当する額を交付する。
交 付 の 基 礎	府民税所得割の平成28年度課税分（給与収入等に係る特別徴収の4、5月分）及び平成29年度課税分の収入額の2分の1に相当する額
交 付 等 の 時 期	平成29年8月、12月、平成30年3月、8月

【法人事業税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	<p>都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じることとし、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を府から市町村に交付する制度。府は納付された法人事業税額に相当する額に7.7%（令和2年度は経過措置で3.4%）を乗じて得た額を当該市町村の従業者数で按分※して交付する。</p> <p>※経過措置あり 令和2年度：法人税割額 令和3年度：法人税割2／3 従業者数割1／3 令和4年度：法人税割1／3 従業者数割2／3 令和5年度：法人税割0 従業者数割3／3</p>
交付等の時期	8月（3月～7月分）、12月（8月～11月分）、3月（12月～2月分）